

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 8月1日	平成29年 8月15日	大阪市が所管する審議会等において、議事録、審議要旨の作成を定めた指針があるのに、議事録等を作成していないものについて、①その審議会等の名称、②作成していない理由、③大阪市の行政委員会事務局の監査による指摘を受けたことが確認できる文書。	不存在	号	総務局	総務課（総務グループ）
平成29年 8月1日	平成29年 8月15日	市長部局以外を含む大阪市が行う行政処分（申請に対する決定含む）について審査請求・異議申立の制度ある場合に、その制度に基づき作成された「決定書」。ただし、決定書について、①必要な所属長決裁なく、課長までのゲタ版決裁。②同課長、同課長代理が同様案件で以前に文書管理システムで所属長決裁している。③公印審査を行っていない。④定められた公印を使用していない。⑤不服ある場合の教示の記載が無い。また審査会に係り、⑥議事録を作成していない。⑦当初審査会と審査請求等あった場合の審査会の審査委員が定数より少ない同一の1名である。以上①～⑦のすべてを満たすもの。ただし、⑦については身障手帳交付申請など二審ある場合のみ必要条件とする。決定書は写し含む。（総務局に係るものについて）	不存在	号	総務局	総務課（総務グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 8月16日	平成29年 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭意見陳述等申出書（平成24年3月28日付け大環境管第817号による公開請求拒否決定に対する同年5月24日付けの不服申立て） ・口頭意見陳述等申出書（平成24年10月19日付け大都整民住第249号による部分公開決定に対する同年11月27日付けの不服申立て） ・口頭意見陳述等申出書（平成24年9月12日付け大政第206号による非公開決定に対する同年28日付けの不服申立て、平成24年10月26日付け大生保生第759号による非公開決定に対する同年11月5日付けの不服申立て、平成26年2月21日付け大総務監第136号による部分公開決定に対する同年4月8日付けの不服申立て及び平成26年5月26日付け大政第e-8号による部分公開決定に対する同年7月14日付けの不服申立て） (他34件)	部分公開	1 2 号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 8月18日	平成29年 9月1日	審議会等開催された場合に、議事録の作成等の指針等定めた文書。ただし、平成10年3月29日以前分の直近のもの。	不存在	号	総務局	行政課（法務グループ）
平成29年 8月21日	平成29年 9月1日	行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う教示の義務付けについて（通知）	公開	号	総務局	行政課（法務グループ）
平成29年 8月29日	平成29年 9月12日	個人情報保護条例 特定個人情報保護条例 解釈・運用の手引	公開	号	総務局	行政課（情報公開グループ）
平成29年 8月29日	平成29年 9月11日	行政処分の決定が審査会等の判断による答申を基本的根拠としている場合に、申請者が審査委員から直接説明受けることについて、①必要性等を定めた条文・規則等（否定含む）。（総務局に係るものについて）	不存在	号	総務局	総務課（総務グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 8月29日	平成29年 9月11日	H29. 8. 1に公開請求「市長部局以外を含む大阪市の行政処分…。以上①～⑦のすべてを満たすもの。…」で唯一公開された（H29. 8. 15付大北福第457号）についてその事実（不正の積重により作成された決定書）を所属長が承知していることが確認できる文書。ただし、北区を除く市長部局について。（総務局に係るものについて）	不存在	号	総務局	総務課（総務グループ）